



インド 知的財産レポート

2011 年第 1 号

「インドにおける水際対策」

[著者] FOXMANDEL LITTLE

[編者] 独立行政法人 日本貿易振興機構

2011 年 10 月発行 禁無断転載

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2011 年 10 月

※本レポートは、特許庁委託事業の一環として作成しております。

背景 -インドにおける水際対策 (ICEGATE)

インド財務省下の歳入局は、「税関告示 No.47/2007 (N.T.)」を発することにより 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則を制定した。これは、1962 年関税法第 11 条第 2 項 (n) 及び (u) と併せて読み取る第 156 条第 1 項により授与された権限を行使したものである。当該規則により、インド市場に輸入される模倣品を抑制するメカニズムを関税法の下に設置することが目指された。申告書類を電子提出するためのポータルサイトを提供し、中央物品税局と知的財産権所有者との間のコミュニケーションを円滑にするため、これらの規則に基づき、「Indian Customs and Central Excise Electronic Commerce/Electronic Data interchange (EC/EDI) Gateway（仮訳：インド関税・中央物品税電子商取引／電子データ交換 (EC/EDI) ゲートウェイ）」 (ICEGATE) が立ち上げられた。

ICEGATE システムの概要

ICEGATE は、Indian Customs and Central Excise Electronic Commerce/Electronic Data interchange (EC/EDI) Gateway の略である。ICEGATE は、貿易業者や貨物運送業者及びその他のインドの税関や中央物品税局のクライアントに電子提出サービスを提供するポータルサイトである。

ICEGATE は、税関申告書、船積み送り状などの物品の輸入申告書を電子提出する手段を提供することにより、長すぎる中央物品税局への申告手続及び連絡通信における煩わしさを減らし、さらにオンラインで利用できる通信設備を使って税関と取引相手との連絡通信を円滑にさせるために立ち上げられた。電子提出の他にも、電子決済、知的財産権の電子登録、ICEGATE 及び ICES（インド税関 EDI（電子データ交換）システム）での文書状況の追跡 (Document Tracking status)、オンラインでのライセンス照合、輸入業者・輸出業者コ

ードの状況、納税者番号による通関業者のデータ、その他の通関業務に関する重要なウェブサイト／情報へのリンクなど、その他のサービスも提供している。

ICEGATE のウェブサイトは、権利者が自己の知的財産権の侵害品又は侵害疑義品の通関保留を求める税関長（Commissioner of Customs）宛て通知をオンライン登録する手段を提供している。ICEGATE を介して定められた手続きは、文書で通知が手渡される場合のそれと非常に似通っており、その違いは ICEGATE を介しているということだけで、権利者にはオンラインで通知を提出する選択肢ができた。必要な提出書類及びその様式はこれまでと同じであるので、ICEGATE の唯一の目的は 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則（告示 No. 47/2007）¹が定める手続きをデジタル化することといえる。

近年においてインド税関が実施した侵害品の差押えの件数

近年における差押えの件数に関するデータは、公表されていないか、あるいは税関局からは発表されていない。

権利者の ICEGATE への登録手続き

ICEGATE は、2007 年知的財産権（輸入品）施行規則に基づき、権利者のオンライン登録を可能としている。次の手続きが採用されている。

¹ 本施行規則の内容は別添原文（英）および仮訳（日）をご参照ください。

- まず申請者はどの税関長に通知を提出したいかを定める（これは、申請者は模倣品と疑われる物品の輸入が予想される区域を管轄する税関長に通知を提出しなければならないと定める規則の要件と対応している）。
- 次に申請者は送金小切手を振り出すか、クレジットカードを使ってオンライン決済をしなければならない。支払額は、申請 1 件当たり 2000 ルピーとなっている。
- 申請者は、登録証、権利証書、委任状などの関連する全ての書類のソフトコピーを保存しなければならない。申請者は、通知の登録申請とともに PDF フォーマットでこのソフトコピーをアップロードする。
- 次に申請者は、www.icegate.gov.in において利用できるオンラインフォームにより、どの種類の知的財産権について通知を提出したいのかを選択する必要がある。オンラインで利用できるフォームの全ての事項に記入しなければならない。
- 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則の規定に従って、申請者は一般保証証書(**general bond**)及び損害填補保証書(**indemnity bond**)を提出しなければならない。この要件は 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則—実施説明（通達 No. 10/2011²）により改正され、現行規則では、申請者はインドの全ての港で有効な一括保証証書(**centralized bond**)を提出するか、あるいは一般保証証書を提出してその後侵害疑義品又は模倣品の通関保留港で特定貨物保証証書(**consignment specific bond**)を提出するかを選択できる。
- この手続き及び詳細の検証が完了すると、申請者には固有仮登録番号（**UTRN: Unique Temporary Registration Number**）が交付される。そして税関長により申請書が承認されると、この **UTRN** は固有恒久登録番号（**UPRN: Unique Permanent Registration Number**）に変更される。

² レポート巻末に本通達に関する説明が記載されていますので、ご参照ください。

権利者が侵害品を通関保留するための手続き

保証証書／損害填補保証書の提出

権利者には、インド大統領に対して、2007年知的財産権（輸入品）施行規則－実施説明（通達 No.41/2007）の別添 A 及び B の所定様式を用いて、税関長が適切と判断する保証金(surety)及び担保金保証証書(security)を提出することが求められる。また権利者は、損害填補保証書(indemnity bond)を提出し、侵害疑義品の解放停止につき生じるあらゆる責任及び費用から税関当局を保護しなければならない。

権利者が一括保証証書(centralized bond)の提出を選択する場合、提出する担保金は一括保証証書の額の 25%の金額であり、これを通関保留の申請を行う港を管轄する 税関長に提出しなければならない。

輸入品を通関保留

権利者から提出された通知に基づいて、または自ら職権により (*suo moto*) なした行動に基づき、一定の輸入品が知的財産権を侵害している疑いがあると信じる理由がある場合、税関長は当該物品の通関を保留する。物品の通関を保留する場合、税関長は、通関保留したことについて、直ちに輸入者及び権利者に通知する。これを受けて権利者は 10 営業日以内に保留を維持するための手続きを行うか、当該物品はリリースされる。

模倣品の処分

保留又は差止めの対象となった物品が実際に権利者の権利を侵害していることが明らかであり、当該権利についての訴訟が係属中でない場合、副税関長は当該物品を破棄する。物品の処分のために生じた費用は権利者が負う。

控訴に関する規定

税関長の決定への控訴に係る規定は、1962年インド税関法（Indian Customs Act）に定められている。第129A条は、税関長の決定により損害を受けた者は税関法に基づき控訴裁判所に控訴することができるように定めている。

法規の定める手続きと実務の間の相違点及び手続きの実施において権利者が考慮すべき点

2007年知的財産権（輸入品）施行規則及びICEGATEのポータルサイトは、インドにおいて模倣品の輸入の発見と通関保留を実施するための広範で包括的な手続きを定めており、また差押え件数の増加を指摘する報告が入ってきている。税関局の焦点も、徐々に知的財産権の保護へとシフトしつつある。しかし、これに関しては税関局が依然として移行の過程にあり、また記録及び取引のデジタル化がまだ完了していないので、現在行われている整備の大部分が完了するまでの実務におけるICEGATEの適用可能性について、コメントしておいた方が良いでしょう。

権利者にとって ICEGATE を利用するメリット・デメリット

すでに述べた通り、ICEGATE は幅広いオンラインサービスを提供し、税関局との連絡通信において、遅れが生じないようにする効果的な試みである。ICEGATE は利用しやすく、権利者はすべての手続きをオンラインで済ませることができる。ウェブサイトでは、権利者が従わなければならない詳細なガイドラインとチェックリストが提供されている。ICEGATE が導入しているシステムは、やがては、2007 年知的財産権（輸入品）施行規則に基づく手続き全体をまとめたものとなるだろう。

このシステムに登録することの不利益としては、システムがまだ初期段階にあり、ICEGATE に完全にシフトしていないことが考えられる。さらに、インドから世界の別の場所への輸出には施行規則が適用されないために（模倣品の輸出については外国貿易部交付の規則で規定されている）施行規則（及び ICEGATE）の適用可能性がインドにおいて輸入された物品に限定されるなど、ICEGATE においてはインド施行規則の短所も明らかになっている。並行輸入の確認や商標の模倣行為については、実施されている手続きが広く有効だということは認められているが、ICEGATE は著作権及び特許権については、今後有効であるかを見極める必要がある。

インド税関が物品を保留した事例

- 2008 年 7 月、税関局は、登録商標「Nivea」「Dove」「Sunsilk」「L'Oreal」を付した化粧品、贈答品などを含む輸送品を輸入していた輸入業者 Womens World Jewels Pvt. Ltd.社及び Impac Enterprises 社に関する事案において、模倣品の完全な没収を命じた。税関長は、製造業者からの許可を得ずに、これらの物品をインドに輸入した行為及び／又は販売した行為は権利者の権利の侵害となると通知し、輸入業者に物品の輸入を禁止した。

- また 2008 年には、最初に登録商標権者 L'Oreal 社及び Laboratoire Garnier & CIE 社から許可を得ずに登録商標「L'Oreal」及び「Garnier」の化粧品及びトイレタリー製品の輸入を行った P.S. Grover and Sons 社に対して、命令が出された。税関局は輸入品の没収を命じただけでなく、輸入業者に 25,000 ルピーという高額な罰金を課し、輸入業者のパートナー企業にも 5,000 ルピーの罰金を課した。

インドにおいて水際措置の実施を検討している日本企業へのアドバイス

2007 年知的財産権（輸入品）施行規則の制定は、インドにおいて水際措置を実施する方向に向かって進む最初の第一歩であり、またこの点において TRIPS で定められた義務の遵守を確保するものである。

インドは引き続き米国通商代表部の優先監視国となっており、これはインドが十分な知的財産権の保護又は知的財産権を保護する法律の執行を行っていないものと認識されていることを意味する。米国とは異なり、インドには模倣品を取り締まる個別の法律がないが、民事及び刑事の双方において法律により救済措置を定めており、これらは 1999 年新商標法、1957 年著作権法、1970 年特許法、2000 年意匠法、1999 年地理的表示（登録保護）法に具体化されている。税関・水際措置は、1962 年関税法に規定されており、これには様々な知的財産法規を通してアクセスすることができる。インドは知的財産法に重要な変更を行い、TRIPS 協定で義務づけられた国境措置を実施するための知的財産法及び関税法の改正など、さらに変更を進めている。また、この 5 年間、インドの裁判所は模倣行為に対して実際的な取り組みを行ってきた。国民の意識に隔たりがあると共に、知的財産犯罪が与える影響が理解されていないため、インドの消費者は今でも比較的に関心がないように思われる。最近では、模倣行為や海賊行為により有罪判決を受けた者に対して、長期刑及び高額な罰金刑が課されるという強いメッセージが発せられているが、依然として、注目度の高い犯罪の場合よりも罰金額が低くなる場合がより一般的であるという矛盾するメッセージも伝えられている。

2007年知的財産権（輸入品）施行規則—実施説明（通達 No. 10/2011）は、2007年知的財産権（輸入品）施行規則に定められた規定の実施のためのガイドラインを示している。通達の特徴は次の通りである。

- 本通達では、一括保証証書(**centralized bond**)を提出するという選択肢を設けている(前述記載)。このシステムの主な目的は、単一の、インドの全ての港で使用することのできる担保金(**security**)預託を要する一括保証証書のアカウントを導入することで、権利者が侵害疑義品の通関保留を要求する場合に、複数の税関に対する特定貨物保証証書(**consignment specific bond**)及び担保金の提出を不要にすることにある。
- 通達は、既存の権利者（すでに特定貨物保証証書を登録している）が希望する場合は、権利者は、オンラインシステムによる一括保証証書の管理方式への移行を選択できると定めている。権利者には、固有の保証証書登録番号 (**BRN : Bond Registration Number**) が割り当てられる。
- 一定の侵害疑義品の通関保留について保証証書の額が十分でない場合、権利者は、追加保証証書を提出し、通関保留の日から 3 日以内に当該保証証書の額の担保金を提出する必要がある。
- 一括保証証書を選択した権利者は、照会ができるように、BRN を記載して、侵害品の通関保留が行われている港を管轄する知的財産権 (**IPR**) 部に対し文書で通知する必要がある。
- 一括保証証書と担保金総額十分な残高を確保することは、権利者の責任である。これについて、権利者は、**ICEGATE** のウェブサイトで自己のアカウントの詳細を確認することもできる。
- 一括保証証書による管理方式システムに移行する要求は、適切な管轄権を有する **IPR** 部が受け付ける。